

東労発基 1213 第 7 号
令和 6 年 12 月 13 日

東京都塗装工業協同組合 理事長 殿

東京労働局長
(公印省略)

令和 6 年度化学物質管理強調月間の実施に関する協力依頼について

平素より東京労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

厚生労働省においては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設いたしました。

別添の「令和 6 年度化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までを化学物質管理強調月間として、

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」
をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。

つきましては、この強調月間の趣旨を御理解いただき、会員事業場等に対する周知等格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。